

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長	平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市役所オリジナル環境マネジメントシステム(KYOMS)
適用範囲	京都市上下水道局本庁舎
導入年月日	平成21年9月1日
認証番号	
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 京の環境共生推進計画に掲げる環境の保全及び創造に関する施策や取組を積極的に推進する。 ② 本市が行う事務事業活動における環境負荷の低減を図るため、環境目的及び目標を設定し、環境マネジメントシステムの定期的な見直しを行い、継続的な改善に取り組む。 ③ 環境関連法令、規則、協定を遵守する。 ④ 職員が環境方針を理解することにとどまらず、環境に配慮した目に「見える」行動に取り組むよう教育・訓練・研修を実施する。 ⑤ 環境方針は、職員に周知徹底を図るとともに、市民に公表する。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<ol style="list-style-type: none"> ① コピー用紙消費量削減（平成22年度比1%削減） ② 環境対応品購入（消耗品 購入率85%以上、備品 購入率95%） ③ 省エネルギー及び省資源の推進（平成22年度比2%削減） ④ 廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルの推進（平成22年度比1%削減）
目標を達成するための取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> ① コピー用紙の消費量の削減を図り、省資源の取組を推進する。 ② 物品の調達に当たって、環境に配慮した製品を優先的に調達する。 ③ 電気、ガス、水道及びガソリン等のエネルギー使用量の削減を図る。 ④ 適正な廃棄物の処理と資源物のリサイクルを推進し廃棄物の減量及び環境への負荷の低減を図る。
目標を達成するための取組の進捗状況	<ol style="list-style-type: none"> ① コピー用紙の両面利用、文書の電子化（実施済） ② 物品の調達に当たって、グリーン購入法を基準とし、環境対応品を優先的に調達する。（実施済） ③ 電気 室内温度の適正化、外気の循環による冷暖房の効率化（実施済） ④ 都市ガス 湯沸器の種火の使用時ごとの点火、消火の徹底（実施済） ⑤ ガソリン 公共機関を活用し公用車の使用を控える（実施済） ⑥ ゼロ・エミッション実践活動の徹底（実施済）
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	一定の成果をあげているが、都市ガスの使用量、一般廃棄物の削減については、目標を達成することができなかった。
事業活動に係る法令の遵守の状況	年1回、環境関連法規制調査票により確認及び報告を行っている。これまで違反及び指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として年1回検討している。平成23年度は、目標及び取組内容について一定の効果が見られたことから、24年度も同一のシステムにより運用した。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博	

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
適用範囲	当センターの全ての事業活動
導入年月日	2010年 3月 1日
認証番号	KES1-1071
基本方針	京都市上下水道局総務部資器材・防災センターは、資器材の保管、物品の供給調整、車両、水道メーター管理、防災備品等の調達、防災訓練に係わる全ての活動及びサービスの環境影響を低減するため、環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	センターの活動及びサービスに係わる環境影響のうち、次の項目を環境管理重点テーマとして取り組む。 (1) 電力使用量の前年度比1%削減 (2) ガス使用量の前年度比1%削減 (3) センター周辺の清掃啓発活動
目標を達成するための取組の内容	室内温度の適正管理、電灯・照明の未使用時の消灯の徹底及び電灯の間引き
目標を達成するための取組の進捗状況	削減目標値を達成中
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	目標達成に向け、取り組むことができた。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守については、KESの確認審査において、これまで指摘を受けていない。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	平成24年度は、現在の取り組みで目標値を達成することができたことから、25年度においても継続して取り組む。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博	

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局営業所グループ環境マネジメントシステム(KES(ステップ1))
適用範囲	東山営業所ほか8営業所
導入年月日	平成18年3月1日
認証番号	KES1-0395
基本方針	京都市上下水道局東山営業所、山科営業所、北宮営業所、丸太町営業所、右京営業所、西京営業所、左京営業所、九条営業所、伏見営業所は上下水道事業に係わる全ての活動及びサービスの環境影響を低減するために次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。 1. 当局的活動及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。 2. 当局的活動及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の規程事項を遵守します。 3. 当局的活動及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重要テーマとして取組みます。 (1) 電力使用量の削減 (2) ガス使用量の削減 (3) 営業所周辺の清掃等啓発活動
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	電力・ガスともに平成23年度と同値を目標値として設定している。
目標を達成するための取組の内容	電気：事務所内の不必要な電力使用の削減(廊下の電灯の消灯やトイレ・給湯室の使用時のみ点灯) ガス：ガス機器の適正な使用管理
目標を達成するための取組の進捗状況	電気：事務所内の不必要な電力使用の削減(廊下の電灯の消灯やトイレ・給湯室の使用時のみ点灯)を実施中 ガス：ガス機器の適正な使用管理を実施中
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取組むことが出来ている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況について、これまで違反及び行政当局からの指導はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。 平成23年度は、目標及び取組内容について一定の効果が見られたことから、24年度も同一のシステムにより運用した。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12		報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1
適用範囲	京都市上下水道局配水グループ（水道管路管理センター 北部配水管理課ほか3箇所）
導入年月日	2009年 12月 1日
認証番号	KES1-1080
基本方針	京都市上下水道局配水グループは、地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ・電気消費量の削減・・・前年度比1% ・ガス使用料の削減・・・前年度比1% ・環境啓発・・・・・・・・・・毎月1回
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気消費量の削減 OA機器他電気器具の適正管理，エアコン温度・運転の適正管理， 休憩時間の照明消灯，廊下やトイレの不要照明消灯 ・ガス使用量の削減・・・給湯温度・運転の適正管理 ・環境啓発・・・・・・・・・・事業所周辺の清掃活動，子供たちの安全を見守る運動
目標を達成するための取組の進捗状況	環境改善計画書に従って，適正にEMS運用を継続中。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができています。
事業活動に係る法令の遵守の状況	適用を受ける法的及びその他の要求事項の遵守状況を定期的に監視・評価するために，業務点検を実行し「法的及びその他の要求事項の順守状況チェック表」に記載し，記録している。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	「環境改善計画書兼進捗管理書」において，月次で適合性評価基準により適合性を評価し，記録している。

注 認証番号の欄は，導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博	

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステム・スタンダードステップ1
適用範囲	京都市上下水道局水道部疏水事務所
導入年月日	2005年11月1日
認証番号	KES1-0408
基本方針	京都市上下水道局水道部疏水事務所は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	(1) 電気使用量の削減・・・前年比1%削減 (2) ガス使用量の削減・・・2011年の目標値に再挑戦 (3) 環境啓発活動・・・毎月1回
目標を達成するための取組の内容	(1) 電気使用量の削減・・・前年比1%削減 1.1 エアコン温度・運転の適正管理 1.2 休憩時間の消灯 1.3 廊下やトイレの不必要な電灯の消灯 1.4 待機電力0（ノート型パソコン） (2) ガス使用量の削減・・・2011年度の目標値に再挑戦 2.1 給湯温度・運転の適正管理 (3) 環境啓発活動・・・毎月1回 3.1 事務所周辺及び付近の歩道を毎月清掃
目標を達成するための取組の進捗状況	「環境改善計画書兼進捗管理書」に従って、適正にEMSを運用継続中。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	事業所の活動及びサービスにおける環境影響項目に適用を受ける法的及びその他の要求事項を調査・特定し、順守状況を定期的に監視・評価するために「環境関連法的及びその他の要求事項適用調査表」及び「法的その他の要求事項の順守状況チェック表」を作成し、記録している。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	実行責任者（環境管理責任者）は「環境改善計画書兼進捗管理書」において、月次で適合性評価基準により適合性を評価・記録し、活動実績を最高責任者に報告する。最高責任者はそれを受け、その他必要な情報を鑑み、システム向上のための見直しと改善を行う。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局下水道部KESグループ
適用範囲	きた下水道管路管理センター、東部支所、八条支所、みなみ下水道管路管理センター、西部支所、山科支所、下水道建設事務所（島津事務所・鳥羽事務所）
導入年月日	2006年 10月 2日
認証番号	KES1-0598
基本方針	<p>1 当局の活動、製品及びサービスに係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防を推進し環境マネジメント活動の継続的改善を図る。</p> <p>2 当局の活動、製品及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守する。</p> <p>3 以下の項目を環境管理重要テーマとして取り組む。</p> <p>(1) 電力使用量の削減維持</p> <p>(2) 事務用紙の削減</p> <p>(3) 環境教育・啓発活動（各事業所周辺の清掃・子供たちの安全を見守る運動）</p> <p>4 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるよう、環境宣言を全職員に周知する。</p> <p>5 京のアジェンダ21フォーラムのパートナーシップに基づく地域の環境改善活動に積極的に参画する。</p>
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ・法的及びその他の要求事項の順守 ・環境に著しい影響を及ぼす項目 ・伝染の予防に関する約束 ・技術的、経済的制約から実現の可能性 ・利害関係者の見解
目標を達成するための取組の内容	<p>環境改善計画書兼進捗管理票を作成し進捗を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗を管理する実行責任者の明示 ・具体的施策と日程を示す ・目標に対する実績が確認できる
目標を達成するための取組の進捗状況	当初計画どおりに取り組んでいる。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができています。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況について、月に1回確認を行っている。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	<p>評価及び見直しについては年に1回行っている。</p> <p>平成24年度は、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、25年度も同一のシステムにより運用していく。</p>

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博	

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局下水道事業環境マネジメントシステム
適用範囲	烏羽水環境保全センター、吉祥院水環境保全センター、伏見水環境保全センター、石田水環境保全センター、水質管理センター水質第2課、ポンプ施設事務所
導入年月日	2010年 2月 11日
認証番号	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令、規則、協定の順守 ・環境マネジメントシステムの定期的な見直しによる継続的改善 ・公共用水域の水質保全 ・省エネ推進、下水道資源の有効利用
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境保全センター全体の放流水のBODを年平均値4.6mg/L以下にする。 ・全体の総使用電力量を平成16年度比で7.0%以上削減する。
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の適切な運転 ・エコオフィスの推進、機器更新時における高効率機器の導入
目標を達成するための取組の進捗状況	当初計画どおりに取り組んでいる。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	当初計画どおりに取り組むことができている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規の遵守状況について、月に1回確認を行っている。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	<p>評価及び見直しについては年に1回行っている。</p> <p>平成24年度は、現行の目標及び取組内容により一定の成果が見られたことから、25年度も同一のシステムにより運用していく。また、25年度からは本システムでも温室効果ガス削減のための重点対策の実施状況を確認していく。</p>

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年 8月 2日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条東山王町12		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都市上下水道局 公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市地球温暖化対策条例第2条第2項の規定により報告します。

環境マネジメントシステムの名称	京都市上下水道局浄水場環境マネジメントシステム (ISO14001:2004の規格に適合する)
-----------------	--

適用範囲	蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、山ノ内浄水場、新山科浄水場、水質管理センター水質第1課
------	--

導入年月日	2006年11月1日
-------	------------

認証番号	EC06J0282
------	-----------

基本方針	<p>(基本理念) 技術的・経済的に持続可能な範囲で環境に配慮した事業の運営を継続的に実行するため基本方針を定める。(概略)</p> <p>(基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市民に、安全・安心で良質な水道水を安定的・継続的に供給していきます。 2 地球温暖化原因物質等の削減による地球温暖化と環境汚染を予防し、健全な地球環境を将来に継承するため、継続的に環境保全・改善に取り組みます。 3 環境目的・目標を策定し、定期的な見直しを行い、マネジメントシステムを継続的に改善していきます。特に、下記の項目は今回の環境管理重点テーマとして取り組みます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギーの推進 (2) 薬品使用量の適正化 (3) エコオフィスの推進 4 環境影響を十分把握し、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を遵守します。 5 全構成員を対象とした教育・訓練を実施し、一人ひとりの創意工夫を生かした実践に努めます。 6 この環境方針は、文書化その他の方法により、適用組織に係る全ての職員に周知徹底し、また、広く一般に公表します。
------	--

環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	<p>(全体の環境目的及び環境目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原水中の異臭味原因に対して適切な処置を施し、異臭味原因物質の目標値超過日数を0とする。 2 省エネルギーの推進を全事業所の環境目標に展開し、平成24年度までに全体の電力使用量を平成18年度比で9%削減する。 3 浄水薬品使用の適正化に取組み、平成24年度までに次亜塩素酸ナトリウムと凝集剤の適正注入の遵守率を90%以上にする。 4 平成24年度までにエコオフィスチェックリストの実施率を90%以上にするとともに、A4コピー用紙の使用量を平成22年度比の10%削減する。
--	--

目標を達成するための取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道法により定められている異臭味の基準値よりも厳しい自主基準値を設定し、日々測定し、1日でも超過すれば未達成とする。 2 山ノ内ポンプ場整備や松ヶ崎浄水場の設備改築更新に伴う省エネルギー機器の導入/蹴上浄水場、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場における太陽光発電設備の継続的な運用/送水ポンプの運転方法見直しによる電力削減 3 日々変動する原水水質に対し、次亜塩素酸ナトリウムと凝集剤の適切な注入率を遵守するため、各部門（浄水場）において年間適正注入日数の目標実施率を定め、月毎の実行状況のうち最も評価の低い値を全体の月間評価とし、より高い数値での遵守を目指す。 4 部門ごとにエコオフィスチェックリストの実施率に目標値を設定し、環境負荷抑制を推進する。全部門の平均を全体の評価とする。/コピー用紙（A4）の削減を行うため、22年度については使用状況の調査を行い、23年度から削減に努めている。
-----------------	--

目標を達成するための取組の進捗状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度では、目標値超過日数は4、5、7及び9月にそれぞれ1日の合計4日あり、年間の環境目標は達成できていない。 2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>電力量 (kwh)</th> <th>給水量 (m³)</th> <th>1m³あたりの電力量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度(3月末)</td> <td>45,814,002</td> <td>213,445,050</td> <td>0.2146</td> </tr> <tr> <td>平成24年度(3月末)</td> <td>37,877,021</td> <td>196,834,190</td> <td>0.1924</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△7,936,981</td> <td>△16,610,860</td> <td>0.0222</td> </tr> <tr> <td>減少率 (%)</td> <td>△17.3%</td> <td>△7.8%</td> <td>△10.3%</td> </tr> </tbody> </table> 3 平成24年度末の次亜塩素酸ナトリウム及び凝集剤の適正注入率は96%であり、共に目標値である年間平均90%以上は達成している。 4 実行部門におけるエコオフィスチェックリストの年間の実施率平均値は、3月末時点で95%であり、全体の年間目標90%は達成している。また、A4コピー用紙の使用量については、目標値として、平成22年度比で10%削減するものであるが、使用枚数は3月末時点で22万3,500枚で、7.3%の削減となり、こちらは達成できていない。 		電力量 (kwh)	給水量 (m ³)	1m ³ あたりの電力量	平成18年度(3月末)	45,814,002	213,445,050	0.2146	平成24年度(3月末)	37,877,021	196,834,190	0.1924	増減	△7,936,981	△16,610,860	0.0222	減少率 (%)	△17.3%	△7.8%	△10.3%
	電力量 (kwh)	給水量 (m ³)	1m ³ あたりの電力量																		
平成18年度(3月末)	45,814,002	213,445,050	0.2146																		
平成24年度(3月末)	37,877,021	196,834,190	0.1924																		
増減	△7,936,981	△16,610,860	0.0222																		
減少率 (%)	△17.3%	△7.8%	△10.3%																		

<p>目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価</p>	<p>1 異臭味に関する環境目標については、前塩素処理の抑制や粉末活性炭の注入等の適切な浄水処理を行ったが、目標値を超過することが数回あった。</p> <p>2 浄水場における総電力量は、ポンプ動力が大部分を占めているため、必然的に給水量の増減に影響を受ける。しかしながら電力量の原単位も下がっていることから、機器の更新や運転パターンの見直し等の取組の成果も十分に表れている。</p> <p>3 浄水薬品の適正注入に対する評価方法は、4浄水場の中で一番低い遵守率の数字を全体の評価に用いたが、適正な注入管理の結果として96%以上の高い遵守率となった。</p> <p>4 エコオフィスの実施については、最終目標である「実施率90%以上」を1年目、2年目ですでに達成している。エコオフィス推進による環境負荷抑制を引き続き徹底していくために、チェックリストの項目を見直す等、さらに高いレベルでの取組を行った。コピー用紙使用量の10%削減については、両面コピーや裏紙の利用を推奨してきたが、達成できなかった。</p>
<p>事業活動に係る法令の遵守の状況</p>	<p>法的要求事項の順守評価については、基本的に、それらの適用を受ける環境側面（施設等）を直接管理し監視しているのが事業所であることから、それぞれの実行部門が評価するしくみとしている（京都市上下水道局浄水場環境管理要綱第19条）</p> <p>【各実行部門における順守評価の結果】 平成24年度は各実行部門とも、法令の遵守状況は適正であった。</p>
<p>環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容</p>	<p>○平成26年3月21日付で、環境管理責任者から環境管理総括者に運用報告及び改善提案等が提出され、環境マネジメントシステムについての総括が行われた。</p> <p>1 内部環境監査結果報告を行った。</p> <p>2 認証機関による審査指摘事項の是正状況 ・次年度から独自EMSに移行するため、認証機関による審査は実施せず。</p> <p>3 前回のマネジメントレビューに対する取組状況 (1) 平成22年度から24年度までの環境目的及び目標に基づき、本年度の成果を十分に検討したうえで、来年度の環境に関する取組を推進されたい。 【取組状況】平成23年度の結果に基づいて見直しを行ったが、全体の環境目的及び環境目標の変更は行う必要がないと判断した。</p> <p>(2) 各部門のシステム文書における「管理体制表」や記録文書である「法的要求事項順守評価確認表」等において、各部門で表記方法及び内容に差異が見受けられる。これらについて内容及び書式の共通化について検討されたい。 【取組状況】EMS検討委員会において、「管理体制表」の書式を統一し、「法的要求事項順守評価確認表」については廃棄物管理の根拠法令の違いや、クレーン検査等の環境関連法令について、検討を行い、統一可能な項目については見直しを行った。</p> <p>(3) 緊急事態の対応等、局として対応を統一すべき事例については、全部門の状況を取りまとめることを検討されたい。 【取組状況】EMS検討委員会において、環境影響評価基準の緊急事態項目について検討し、各部門で同内容の項目について評価点が同じになるように見直しを行った。</p> <p>※次年度から独自のシステムとすることで、外部認証機関による年次審査及び3年毎の更新審査がなくなり、マネジメントシステムとの適合性チェックが年1回の内部審査のみとなる。（環境方針及び環境管理要綱並びに運用スケジュールについては承認済み）</p>

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。